

令和3年度(令和2年度実施事業分)事務事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

福祉部国保年金課

福祉部長 新村 隆

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-002	後期高齢者福祉医療費給付事業	あり	B	一定の障がいのある高齢者等の医療費自己負担分の助成を適正に行い、経済的負担軽減による生活の安定と健康保持を図った。また、対象者は高齢で障がいのある方等のため、受給者証一斉更新の際の手続きを返信用封筒を使用して郵送で行えるようにするなど、手続きに係る負担の軽減に努めた。	現状維持	今後も現行の制度を維持継続しながら、高齢化社会の進展の中で、障がいのある高齢者を始め真に医療費に対する援助を必要とする高齢者を取り巻く社会情勢などを注視しながら、事業内容の検証を行っていく。また、手続きにかかる負担を少しでも軽減できるよう、事務処理方法の改善を行っていく。
18-003	子ども医療費助成事業	あり	B	令和2年度から子ども医療費助成事業の対象者を高校生等(18歳到達年度末)まで拡大した。高校生等までの医療費助成を適正に行うことにより、保護者の経済的負担の軽減及び子どもの健康保持を図った。	現状維持	子どもの医療費に関しては、保護者による費用の一部負担も必要であるとの考えのもと、現行の制度を維持継続していく。
18-004	障がい者医療費助成事業	あり	B	障がい者世帯の経済的負担を軽減するとともに、生活の安定と健康保持のため医療費自己負担分の医療費助成を適正に行い、適切に医療を受ける機会を確保した。また、精神障がい者手帳1・2級所持者の精神疾患以外の全疾病に対する助成を平成29年4月診療分から全額に拡大し、精神障がい者世帯の経済的な負担の軽減を図った。	現状維持	助成内容や助成方法について、市民の声や他市町村の状況を参考にしながら検討していく。
18-005	母子・父子家庭医療費助成事業	あり	B	医療費自己負担分の助成を適正に行うことにより、母子及び父子世帯の経済的負担を軽減するとともに、生活の安定と健康保持を図った。また、対象者はひとり親世帯であり、仕事等のため市役所への来庁や必要書類の取り寄せなどの時間がなかなか作れない方も多いため、毎年行う受給者証の更新手続きを郵送でも行えるようにしたほか、子育て支援課と連携して必要書類を省略して申請を受け付けるなど、手続きに係る負担の軽減に努めた。	現状維持	今後も現行の制度を維持継続しながら、各種申請・届出手続き方法の見直しを行うなど、仕事を持つひとり親の手続きにかかる負担を軽減できるよう、随時事務処理方法の改善を行っていく。
18-006	後期高齢者医療助成事業	あり	B	後期高齢者を対象とした健康診査について、受診率は58.84%と0.28ポイント減少し目標受診率は達成できなかった。新型コロナウイルスの影響による受診控えが減少した一因と考えられる。しかし、令和2年度の受診率は愛知県下4位であり、被保険者に対する健診の必要性の周知と高い受診率の維持、疾病の早期発見・早期治療による医療費の抑制においては十分な成果があった。また、頻回受診者への訪問指導を実施したほか、費用対効果が見込める一部の被保険者に対して先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)との差額通知を送付、後期高齢者医療制度への新規加入者へジェネリック医薬品希望シールを配布するなど、ジェネリック医薬品を推奨する等の医療費の適正化に取り組んだ。	改善推進	高齢者医療費が年々増加する中で、ジェネリック医薬品普及の更なる促進による医療費の適正化・節減を図るほか、頻回受診者への訪問指導を継続的に実施し医療費の適正化に取り組む。健康診査については、通院者へ勧奨してもらうなど医師会との連携や、高齢者が多く集まる各種イベント等での啓発を強化し、更なる周知と受診率の向上に努め、より多くの被保険者に疾病の早期発見、早期治療を促し、医療費の抑制を図る。

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-008	後期高齢者医療事業一般事務	あり	B	増加を続けている後期高齢被保険者が安心して必要な医療を受け続けることができるよう、送付物にパンフレット等を同封し、わかりやすく案内したほか、窓口でのきめ細やかな対応に努め、制度への理解を広めた。また、保険証を送付し返戻された方に対して調査や訪問等を行い、未交付者がなくなるよう努めた。コストについては、施設入居者に対して郵送ではなく直接持ち込むことや、転居・転入者等について高齢介護課と連携し保険証と一緒に送ることなどにより、事業費の抑制に努めた。令和2年度は税制改正に伴うシステム改修を行い、制度変更に対応できるよう環境を整えた。	現状維持	高齢者が安心して必要な医療を受け続けることができる国民皆保険制度維持のため、市は引き続き、すべての被保険者に対して遅滞なく保険証の引き渡しができるように努める。また、各種申請や届け出の受付を適正かつ円滑に行い、年々改正される制度の内容について広報等により幅広く周知できるよう体制を整える。
18-009	賦課徴収一般事務	あり	A	保険料の軽減措置の縮小など、制度が年々改定される中、後期高齢被保険者に対する納入通知への案内文同封や、市報・ホームページでの広報により、保険料額や納付方法について分かりやすく周知することができた。また、保険証送付時の口座振替依頼書の同封や保険料の問い合わせ、窓口来庁時の勧奨を行うことで、口座振替率については目標値を上回り、保険料納付書発送件数を減少させることができた。収納率については、収納課と連携して市税を含む恒常的な滞納者などに対して、滞納折衝の強化や電話催告等を行い、滞納分の解消、現年度分の滞納の抑制に努めることができた。	改善推進	保険料軽減措置の縮小、2年ごとに実施される保険料率の改定による保険料の制度改正について、決定通知などに案内文を同封するほか、市報・ホームページにより保険料について分かりやすく周知する。口座振替については文書案内だけでなく、保険証送付時に口座振替依頼書を同封するほか、窓口や電話応対時などの機会に口座振替を推進していくことで、安定した財源の確保とともに事業費の節減に努める。滞納者に対しては、早期からのきめ細やかな対応を継続的に行うほか、中長期及び高額滞納案件については、年々対象者数が減少しているが、収納課と連携した更なる滞納処分の強化により滞納額の縮減に取り組んでいく。
18-015	総務管理事務(総括)	なし	B	マイナンバーカードを活用した資格確認のオンライン化に対応するために必要なシステム改修等を実施し、令和3年10月開始予定の本格運用に向けた準備を行うことができた。また、2年毎の保険証の一斉更新を適正かつ円滑に行うことができたほか、来庁を原則としていた高額療養費の支給申請方法について、新型コロナウイルスの感染拡大防止も踏まえ、国民健康保険の広域化に伴う県の標準的取扱いである郵送方式を令和2年6月から取り入れ、被保険者の負担軽減を図ることができた。さらに、住民票の異動や厚生年金の資格取得等に伴う届出の勧奨等を行うことにより、被保険者資格の適正化に努め、適正な給付を実施することができた。	改善推進	資格確認のオンライン化に対応するため、継続して必要となる資格情報の整備等の準備作業を適切に実施する。高額療養費の支給申請手続きの簡素化(初回支給申請後の継続支給)について、被保険者の利便性の向上の観点から実施に向けて取組みを進める必要がある。また、適正な資格管理により、保険税の賦課徴収及び保険給付を実施するほか、県の国民健康保険運営方針に基づき、広域的かつ効率的な事業運営を実施していく必要がある。
18-023	特定健康診査等事業	なし	C	実施期間を遅らせるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施した上で、特定健診を実施することができた。特定健診の未受診者対策として電話勧奨を4,225人に実施した。また、保健センターと連携し、40歳～74歳で長期未受診者を中心とした2,995人を対象に、特定健診とがん検診を同時に受診できる合同健診を行い、121人(4.0%)が受診した。特定健診受診率は53.5%で、前年度と比べて0.3ポイント増加した(令和元年度法定報告で愛知県市町村国保3位)。特定保健指導については、健診受診日に初回面接の1回目を実施できる初回面接分割実施制度が開始から3年目となり、医療機関での保健指導の利用者が増加した一方で、新型コロナウイルスの影響からグループ指導の一部中止や訪問による実施者数の減少により、特定保健指導利用率は34.0%となり、前年度と比べて2.6ポイント減少した。	改善推進	令和2年度に、これまでの取組みの進捗状況を検証し、平成29年度に策定した第3期特定健診等実施計画(データヘルス計画内)の中間評価を行った。目標値の達成のため、特定健診受診者・保健指導利用者数の増加を目指す。特定健診では、受診券に同封する勧奨文書にナッジ理論を活用し、より一層の受診に繋がるよう工夫する。未受診者対策は、受診率の低い若年層に対して勧奨機会を増やすほか、電話やはがきなどにより段階的に働きかける。また、特定保健指導では、初回面接分割を実施する医療機関を23か所からさらに増加するよう連携を図り、利用率の向上を目指す。さらに、初回面接実施者に血管の動脈硬化状態を検査する血管年齢検査を導入し、利用者の増加を図るとともに、さらに効果的な生活習慣改善指導に繋げる。

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-025	保健衛生普及事業	なし	C	医療費通知を6回/年(奇数月発送)、ジェネリック医薬品差額通知を3回/年発送するとともに、保険証発送時にジュネリック医薬品希望シールを同封するなど啓発に努め、医療費の適正化を図った。ピロリ菌検査費用の一部助成を従来の40～65歳までの5歳ごとに30歳、35歳を追加して実施し、ピロリ菌の除菌治療を促すことで、将来の胃潰瘍や十二指腸潰瘍等の重症化の予防に努めた。高血圧予防講座は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令により中止とした。また、新型コロナウイルス感染症の予防方法等のチラシを保健事業の郵送物に同封し、知識の普及を図ることに努めた。	改善 推進	胃がん・乳がん検診の一部助成と歯周病検診は保健センターと連携し、より一層周知に努め、受診率の向上を図る。令和2年度にデータヘルス計画の中間評価を行い、疾病別の医療費を分析した結果、循環器系の疾患が愛知県や全国と比較して高い状況にあることから、循環器病に繋がる糖尿病や肥満などの生活習慣病の予防をさらに推進するため、令和3年度は循環器病予防講座を開催し、病気の重症化予防に努める。ピロリ菌検査については、新たに再勧奨を実施することにより、受診率の向上を図る。また、新型コロナウイルス感染症予防やワクチン接種のチラシ等を保健事業の郵送物に同封し、知識の普及・啓発に努める。
18-026	国民年金事業	なし	B	法定受託事務に基づき、国民年金第1号被保険者に関する資格・裁定・死亡・免除等の各種届出書等を適正に受理し、日本年金機構へ迅速に報告することができた。また、市報・パンフレット・ホームページ等にて広報を実施し、市民の制度に対する理解を深めることができた。さらに、パンフレットは既製品の購入を止め、自作でパンフレットを作成することにより経費削減に努めた。	改善 推進	今後も年金制度についての市民からの相談に適切に対応するとともに、システム改修を行うことにより税制改正に対応するほか、被保険者の年金記録に早く反映されるよう届出書類等の受理及び報告を迅速に行う。
18-027	国民健康保険税賦課徴収事務	あり	A	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った世帯等の国保税の減免制度を新たに設け、被保険者の負担力に応じた課税を行うことができた。 なお、収納率については、早期電話催告の実施や窓口対応時に滞納がある方に収納課での納付相談を案内するといった現年度分の滞納の抑制に努めるなどの収納向上対策を実施し、昨年度を0.27ポイント上回ることができた。 地方税法施行令の改正に伴う軽減判定所得金額の引き上げや課税限度額の見直しを実施した。また、所得減少を事由とする減免について、税制改正により対象から外れないように見直した。	改善 推進	国保財政の安定化を図る上で税収入の確保は必要不可欠であるため、今後も、早期電話催告の実施を継続するとともに、普通徴収の口座振替の推進やスマートフォン決済アプリによる納付など納付しやすい環境を整備し、収納率の維持・向上に努める。また、愛知県が算定する標準保険料率を参考にしながら適正な国保税率の検討を引き続き行うとともに、通常の課税業務においても法令に基づいて確実に事務を遂行し、国保税の適正な賦課に努めていく。
課等長	1次評価(2年度の総括評価)					
B	国民健康保険事業についてはオンライン資格確認の本格運用に対応するため、前年度に続いてシステム改修等の準備を適切に行うことができた。今後はマイナンバーカードの保険証利用について引き続き広報に努める必要がある。国保税の収納率については、早期電話催告などの収納向上対策事業に取り組み前年度を上回ることができた。 国保保健事業については、平成30年度から令和5年度を計画期間とする第2次データヘルス計画の中間年度である令和2年度に、最新の健康・医療情報の分析結果から新たな健康課題を抽出するとともに、評価指標に従い評価を行い、指標等の見直しを行なった。今後はさらなる被保険者の健康の保持増進に努める。 後期高齢者医療の保険料収納率についても、国保税と同様、前年度を上回ることができた。また、令和2年度は2年ごとの保険料率改定の年であったが、市報などによる広報に努め円滑に運営することができた。今後は、一部負担割合の見直しなど制度改正に関する情報を把握して、広報に努め市民の理解を深める必要がある。 福祉医療費助成事業については、制度内容の広報や、受給者証更新に関する個別案内などにより、適切に執行できた。また、子ども医療費助成事業について、保護者の経済的負担の軽減と適切な受診機会の確保による子どもたちの健康の保持増進を目的として、令和2年度から対象を18歳到達年度末までの子どもに拡大した。 年金事務については、市報やホームページなどによる年金制度の広報を実施し、市民の年金制度に対する理解を深めた。 また、各業務とも新型コロナウイルス感染症への対応を適切に実施できた。					
部等長	2次評価(2年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項)					
B	国民健康保険については、令和2年度に県が策定した運営方針を踏まえ、将来に向けて安定的な運営が維持できるよう保険税等の抜本的な見直しを行うこと。なお、保健事業については、令和2年度に中間見直したデータヘルス計画に基づき、後期高齢や介護分野も視野に入れ、着実に実施すること。 収納率については、国民健康保険税、後期高齢者保険料とも、計画的に収納向上対策を実施することで高い収納率を達成しているため、今後も新たな納付方法を活用し、収納率の維持、向上に努めること。 福祉医療費助成については、その必要性や他市町との比較、財政負担などを十分に考慮した上で実施するかどうかを見極めていくこと。					